平成２５年（フ）第３８８号
広島市安佐北区口田南１丁目11番13―５号
債務者　青木　竜司
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第４１７号
広島市安佐南区八木３丁目31番１―101号
債務者　米村えつ子
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２５年（フ）第８７号
佐賀県鳥栖市浅井町149番地２　市営浅井アパート17―５
債務者　北川　良子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９８号
佐賀県佐賀市鍋島６丁目７番２―242号　医大北団地２棟42号
債務者　藤岡千佐子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１７号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2009番地５　メゾンアネス302
債務者　松本　和彦
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１１８号
佐賀県佐賀市諸富町大字徳富2009番地５　メゾンアネス302
債務者　松本久美子
1　決定年月日時　平成25年６月５日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３０号
佐賀県三養基郡上峰町大字堤631番地２　コスモハイツ船石105号
債務者　有馬　　強
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３１号
佐賀県三養基郡みやき町大字東尾2948番地３
債務者　秋山　信雄
1　決定年月日時　平成25年６月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３２号
佐賀県三養基郡基山町大字園部4217番地
債務者　於保　勝利
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３５号
佐賀県佐賀市南佐賀３丁目７番２号　クレール北川副Ｂ202、住民票上の住所佐賀県神埼市神埼町田道ヶ里2329番地４
債務者　倉富　幸枝（旧姓荒木）
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３８号
佐賀県佐賀市八丁畷町11番44号　田島貸屋
債務者　西村　峰雄
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第１３９号
佐賀県佐賀市八丁畷町11番44号　田島貸屋
債務者　西村　敦子
1　決定年月日時　平成25年６月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第６９号
佐賀県武雄市武雄町大字富岡9551番地11
債務者　松本　　泉
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第７４号
佐賀県伊万里市二里町八谷搦807番地38
債務者　副島　　巧
1　決定年月日時　平成25年６月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月６日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２５年（フ）第６１号
北海道小樽市清水町14番15号　グリーンバレー105
債務者　酒井亜也子（旧姓村井）
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第６３号
北海道小樽市緑１丁目１番７号　小山内方
債務者　西島　由佳
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
札幌地方裁判所小樽支部

平成２５年（フ）第１３５号
山梨県北杜市長坂町長坂上条1542番地１　サンコーポラス長坂１―503
債務者　深澤　友貴
1　決定年月日時　平成25年６月７日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月７日まで
甲府地方裁判所民事部破産係